



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1232	公共測量の実施	(技術調査課)..... 1
1233	〃	(〃)..... 1
1234	道路の供用開始	(道路保全課)..... 1
1235	〃	(〃)..... 2
1236	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 2
1237	随意契約の相手方の決定	(警察本部)..... 2
1238	〃	(〃)..... 3

告 示

和歌山県告示第1232号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡串本町津荷地先から同町田原地先まで

和歌山県告示第1233号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ)
- 2 作業期間 平成30年11月26日から平成31年3月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

和歌山県告示第1234号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 泉佐野岩出線

供用開始の区間 岩出市高瀬字際ノ神70番1地先から同市宮字宮ノ内81番1地先まで
 供用開始の期日 平成30年11月29日

和歌山県告示第1235号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山打田線

供用開始の区間 岩出市船戸字笑松122番5地先から同市宮字宮ノ内85番1地先まで

供用開始の期日 平成30年11月29日

和歌山県告示第1236号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3438	有田郡有田川町大字土生字有ノ木1番4の一部、3番3の一部、7番7の一部、水路	和歌山市南材木丁二丁目10株式会社フジシマ不動産代表取締役 藤林正樹	平成30.11.15	6.00	51.06
				6.00	37.10

和歌山県告示第1237号

高齢運転者データ等管理システム構築等委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高齢運転者データ等管理システム構築等委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 随意契約の相手方を決定した日
平成30年10月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社和歌山支店
和歌山市七番丁17
- 随意契約に係る契約金額
37,425,024円（うち消費税及び地方消費税の額2,772,224円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第1238号

IC運転免許証関係機器等更新委託業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年11月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

IC運転免許証関係機器等更新委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年10月26日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社和歌山支店

和歌山市七番丁17

5 随意契約に係る契約金額

43,200,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,200,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。